

## 大規模小売店舗における防犯に関する指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、第2次山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画に基づき、大規模小売店舗について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、店舗等における安全確保に資することを目的とする。

#### 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗(店舗面積が1,000㎡を超える小売業を行うための店舗)を対象とする。

ただし、それ以外の小売店舗であっても、必要な範囲内において準用する。

- (2) この指針は、大規模小売店舗の設置者、管理者及び各テナントの事業者(以下「設置者等」という。)がそれぞれの事業の範囲内において努力すべき大規模小売店舗の防犯性の向上にかかる企画・設計上の留意事項や施設整備・管理上の基準等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制するものではない。

- (3) この指針は、設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示し、犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理を促すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、建築計画上の制約、地域住民の意見等を考慮して、適用するものとする。

なお、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)に営業を行う大規模小売店舗については、別に定める「深夜営業施設に関する防犯上の指針」を併せて適用するものとする。

- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 防犯の基本原則

この指針が示す項目の適用に当たっては、次の4つの基本原則から防犯性の向上について検討し、大規模小売店舗の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

#### 1 見通しの確保(監視性の確保)

敷地内の屋外各部及び建物内の視線を遮る物品を除去する等、多くの人の目(視線)を自然な形で確保することにより、犯罪企図者(注1)が近づきにくい環境を確保する。

#### 2 設置者等の防犯意識の向上(領域性の強化)

設置者等及び従業員の防犯意識の向上を図るとともに、人による警戒活動を強化することにより、犯罪の起きにくい領域を確保する。

#### 3 犯罪企図者の接近の抑止(接近の制御)

敷地内の配置計画、動線計画等を防犯に配慮したものとするとともに、必要に応じて防犯設備等を設置することにより、犯罪企図者の接近を妨げる。

#### 4 部材や設備等の強化(被害対象の強化)

扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、開口部の必要な箇所には、災害や事故時の避難口に配慮しつつ、必要に応じて補助錠や面格子の設置等の措置を講じるなど、被害対象を強化する。

### 第3 具体的方策

## 1 施設の構造等

### (1) 出入口

ア 出入口は、道路、通路及び廊下等（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置し、扉を設置する場合には内外を相互に見通せる構造にする。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

イ 従業員出入口には、特に自動施錠機能付き扉（注2）、防犯建物部品（注3）等を設置する。

### (2) ゴミ置場

ア ゴミ置場は、道路等から見通しが確保された位置に配置すること。

なお、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する対策を講じる。

イ ゴミ置場は、施錠可能な扉等で区画されたものとするとともに、照明設備を設置したものとする。

### (3) 窓

ア 窓、ショーウィンドウ等は見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のフィルムをはり付けたものを含む。以下同じ。）を設置する。

イ 必要に応じ、面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠の取り付けなど破壊侵入に強い構造とする。

### (4) エレベーターホール及びエレベーター

ア エレベーターホールは、売り場または通路からの見通しが確保された位置に配置する。

イ エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を識別できるよう、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度（注4）を確保する。

ウ エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。

エ エレベーターのかご内には、犯罪の発生等の非常時において押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び警報ベルを子どもでも使用が可能な位置に設置する。

### (5) 階段

ア 利用者用の階段には、周囲からの見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしない。

イ 屋外に設置された階段は、道路から見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保できない場合は、防犯カメラの設置等見通しを補完する対策を講じる。

### (6) 屋上

ア 屋上に通じる出入口には、防犯建物部品等を設置する。

イ 利用者が使用しない屋上に通じる扉は、常に施錠するとともに、施錠状況を確認する。

ウ 人の転落防止のための塀、柵等を設置し、定期的な点検整備を行う。

### (7) 商品陳列棚

ア 商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とする。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通

しを補完する対策を講じる。

- イ 商品は陳列棚に収納し、通路に施設内の見通しを妨げる物を置かない。
- ウ 高額商品等は、商品自体の陳列を行わず、仕様書や箱のみの陳列に代える。
- エ 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とする。

(8) 試着室

衣服の試着室は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。

(9) レジカウンター

ア レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

- イ レジカウンターは、高さや幅、内側の広さ(待避空間)を確保した構造とする。
- ウ レジカウンター内及び施設内の適当な場所に防犯ベル等の非常警報装置を作動させるボタン等を設置する。
- エ レジカウンター内の適当な場所にカラーボールや防犯ブザー等の防犯グッズを設置する。

(10) レジスター・金庫

ア レジスターは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置する。

イ 金庫を設置する場合は、防犯性能を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。

また、金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。

ウ 従業員の勤務状況や利用者の状況等を踏まえ、使用可能なレジスターの台数を制限する。

(11) 子ども広場、ゲームコーナー等

ア 子ども広場、ゲームコーナー等を設置する場合は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。

イ 遊具を設置する場合は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。

(12) トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び警報ベルを子どもでも使用が可能な位置に設置する。

(13) 事務室、倉庫等

ア 事務室、倉庫等の利用者の立入禁止場所は、施錠等の措置を講じる。

イ 事務室等の窓は、必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠を取り付ける。

(14) 現金自動預払機等

ア 施設に現金自動預払機(ATM)等を設置する場合は、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。

イ 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。

ウ 振り込め詐欺・利殖勧誘事犯(注5)などの現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。

(15) 商品搬入口

- ア 商品搬入時など必要がある場合の他は施錠し、部外者の侵入を防止する。
- イ 商品搬入口の見通しを確保し、見通しが確保できない場合には、防犯カメラ等見通しを補完する対策を講じる。

#### (16) 駐車場等

ア 駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

イ 地下または屋内の駐車場等においては駐車のために供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。

ウ 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。

エ 駐輪場にあつては、駐輪のために供する部分の床面において、光害又は極端な明暗差が生じないように配慮しつつ、人の行動が視認できるおおむね3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック（注6）、サイクルラック（注7）の設置により自転車等の盗難防止に努める。

#### (17) 外周の構造

事業所の外壁等適当な場所に非常通報装置と連動した吹鳴装置及び赤色灯等を設置する。

### 2 防犯機器の設置

#### (1) 防犯カメラ

ア 防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点及び犯罪を抑止する観点から、有効な位置、撮影方向、台数等を検討し、必要がある場合には、駐車場等の屋外にも積極的に配置する。

イ 防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要な照度を確保するとともに、屋外に設置する場合は、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、または照明設備の汚損、損傷、照度の不足等によりその機能が低下することがないように、定期的に点検整備をする。

ウ 出入口及びカウンター前の人物を確実に撮影できる角度で設置する。

エ 事務室等に防犯カメラのモニターテレビ及び録画装置を設置し、適切な管理及び運用に努める。

オ 録画装置における録画は、犯行の状況を確認できる画質で行う。

カ 適宜、録画装置の記録時刻を確認し、正確な時刻に合わせる。

キ 記録した画像は、法令に基づく場合及び捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合を除き、情報漏洩を防止するため、概ね1ヶ月を限度として保存し、適切な管理を行う。

#### (2) その他の防犯機器

ア 防犯ミラーは、見通しの補完及び犯罪抑止の観点から有効な位置、台数等を検討して適切に配置する。

イ 犯罪の発生等の非常時において外部に連絡する装置を起動させるためのボタン、インターホン等及び警報ベルは、有効な台数を適切な位置に配置する。

なお、これらの位置を表示して利用者に周知するとともに、周辺に操作の障害と

なる物品を置かない。

ウ 万引き防止のために、万引き防止用機器（注8）を導入する。

エ 防犯機器については、定期的に保守点検を行う。

### 3 防犯体制の整備

#### (1) 防犯責任者の選任等

ア 大規模小売店舗ごとに当該施設の業務内容に精通し、従業員に対して指導的立場にある者の中から防犯責任者を選任し、犯罪の防止に配慮した事業活動を推進するものとする。

イ 防犯責任者は、次に掲げる役割を担うものとする。

(ア) 防犯カメラその他の防犯機器の点検整備及び操作要領の習熟

(イ) 強盗等の犯罪の発生時に備えた対応マニュアルの整備

(ウ) 従業員に対する防犯に関する指導等

- ・ 強盗等の犯罪の発生時における犯人の確認、警察への通報等の従業員の役割分担の決定及び従業員への徹底

- ・ 定期的な防犯訓練の実施

- ・ 防犯カメラその他の防犯機器の操作要領等の指導

(エ) 犯罪被害者等が施設に助けを求めてきた場合に従業員が構すべき措置の指導

#### (2) 警戒要領

ア 店舗内外の整理整頓に努め、周囲からの見通しを確保するとともに、常に内外の警戒と不審者の発見に努める。

イ 店舗内外の巡回を励行し、必要に応じて警備業者に委託するなど、巡回を強化する対策を講じる。

ウ 入店者に対して顔を見て積極的な声かけ・あいさつを励行する。

エ 店内放送を利用し、万引き等を防ぐため効果的と考えられる放送を繰り返し行うことによって万引き等をさせない雰囲気作りに努める。

#### (3) 現金の管理

ア 金庫の鍵の適切な管理に努める。

イ 現金の輸送は、必ず複数人で行う。

ウ レジスター内の現金は業務に支障のない程度の額に留め、多額の現金は金庫に移し替えて保管する。

### 4 地域との連携等

#### (1) 住民等との連携

施設周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を確立し、相互に不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力体制の構築に努める。

#### (2) 警察との連携

施設の所在地を管轄する警察署と常に情報交換を行い、犯罪発生や不審者について迅速な連絡に努めるとともに、施設に防犯機器を設置する場合は警察署の意見を聴くよう努める。

#### (3) 迷惑行為への対応

施設周辺において利用者等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなど地域の住民に対して迷惑行為を行うことを防止するため、施設周辺を巡回し、迷惑行為を行う利用者等に対して注意を行うとともに、必要に応じて警察に通報する。

(4) 地域の安全拠点としての機能

- ア 犯罪被害者等が助けを求めてきた場合は、施設内の安全な場所に退避させるとともに、速やかに警察等へ通報するなど、緊急避難場所としての機能の発揮に努める。
- イ 地域の防犯に関する情報を随時提供するなど、利用者が犯罪に遭わないよう注意喚起に努める。

(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2) 「自動施錠機能付き扉」とは、ホテル客室扉など、扉を閉めると自動的に施錠され、鍵で施錠する必要のない扉をいう。

(注3) 「防犯建物部品」とは、侵入犯罪の防止を図るため、関係省庁及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が平成16年4月に取りまとめ、公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載されている高い防犯性能を有することが第三者機関によって確認されたドア、錠、サッシ、ガラス、ウィンドウフィルム、シャッターなどの建物部品をいう。

(注4) 「平均水平面照度」とは、床面における平均照度をいう。

(注5) 「利殖勧誘事犯」とは、手持ち資産を運用して少しでも多くの利益を得たいという消費者の利殖願望につけ込んで、「元本保証」「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して、「未公開株」「社債」「外国の通貨」「商品先物取引」「事業への投資話」など、日ごろなじみの薄い利殖話を勧めて多額の現金を騙し取る悪質商法をいう。

(注6) 「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定された金属製の棒（バー）と自転車、オートバイ等をチェーン錠で連結することにより、自転車、オートバイ等の盗難を防止する装置をいう。

(注7) 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同等の機能を有する装置で1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

(注8) 「万引き防止用機器」とは、商品に特殊な札等（タグ）を付け、それを付けたまま店外へ商品を持ち出すと発報する「電子タグシステム」やバーコードデータを印刷した粘着ラベルを商品に貼り付け、レジで精算する際にタグ機能を消去する「消去式ラベル」などの機能を有する設備をいう。